

## (18) 財団法人 鳥取県栽培漁業協会給与等状況報告書

### 1 職員給与費の状況（平成16年度）

職 員 数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
8 人	28,512千円	6,246千円	11,322千円	46,080千円

（注）職員手当には退職手当を含みません。

### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成17年4月1日現在）

行 政 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
301,280円	387,913円	42歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。  
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

### 3 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		初 任 給	採用2年後	備 考
行 政 職	大学卒	163,872円	177,024円	県職員の例による。 （4%カット後の金額）
	高校卒	133,248円	142,560円	〃

### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
行 政 職	大学卒	213,300円	円	285,700円	382,300円	
	高校卒	円	198,600円	円	364,300円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

### 5 職員給料の調整額の状況（平成16年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6 月期	1.4月分	0.7月分	
	1 2 月期	1.6月分	0.7月分	
	計	3.0月分	1.4月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
	（平成16年度実績）			
	区分	支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額
	6 月期	5,263,213円	8 人	657,901円
	1 2 月期	6,014,928円	8 人	751,866円
	計	11,278,141円		1,409,767円
退職手当 （県の規定に準ずる）	（支給率）			
	区分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	
	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	
	勤続40年	53.75月分	59.28月分	
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			
	（平成16年度実績） 該当なし			
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象職員数	1 人 当 たり 平均支給年額
	平成16年度	2,749,524円	8 人	343,690円
区 分	内 容			
管理職手当 （県の規定に準ずる）	対象職員	支 給 月 額		
	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長 給料月額の 16 %		
	（平成16年度実績） 該当なし			

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
扶 養 手 当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	13,500円
		イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		オ ア～エ以外の扶養親族	3,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成16年度実績)	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,602,105円	6人	22,251円	
住 居 手 当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	1,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間は2,500円)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成16年度実績)	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
995,000円	5人	16,583円	
通 勤 手 当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうちの、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算
		(平成16年度実績)	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
808,800円	8人	8,425円	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
潜水手当  (県の規定に 準ずる)	潜水器具を着用 して潜水作業に 従事した職員	潜水作業に従事した 時間 1 時間につき、次に掲げる潜水深 度の区分に応じる額	
		・ア 20メートルまで	310円
		・イ 30メートルまで	780円
		・ウ 30メートル超えるとき	1,500円
	(平成16年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	58,440円	5人	974円

7 役員の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
制度なし	円		